

第4 自動車リサイクル法

1 制度のあらまし

国内で年間約400万台排出される使用済自動車は、有用な部品等を含み資源としての価値が高いため、従来から解体業者などを通じてリサイクル処理がなされてきた。

しかし、産業廃棄物の最終処分場の逼迫からシュレッダーダストを低減する必要性の高まりとともに、最終処分費の高騰や鉄スクラップ価格の不安定な変動から、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不適正処理の懸念が生じていた。

このため、新たな使用済自動車のリサイクルルートとして平成17年1月より自動車リサイクル法が本格施行されている。

自動車リサイクル法では、不法投棄を防止し、適正事業者による適切な処理を進めるため、自動車リサイクルの関連事業者を全て都道府県知事等の登録・許可制とし、法の円滑な運用を図っている。

2 登録・許可事業者数（平成20年3月31日現在）

	登録事業者数				許可事業者数					
	引取業		フロン類回収業		解体業		破砕業(破砕前工程のみ)		破砕業(破砕工程含む)	
	H20.3末	H19.3末	H20.3末	H19.3末	H20.3末	H19.3末	H20.3末	H19.3末	H20.3末	H19.3末
栃木県 (宇都宮市を除く)	1,554	1,645	413	470	117	111	15	11	4	4
宇都宮市	390	453	96	146	20	21	0	0	1	1
合計	1,944	2,098	509	616	137	132	15	11	5	5

3 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収量等(平成18年度 栃木県合計)

項目	台数	回収量 (a)	年度当初 保管量(b)	引渡 量 (破壊量)(c)	再利用 量 (d)	年度末 保管量(e)
CFC	33,211台	10,735kg	1,364kg	10,599kg	272kg	1,228kg
HFC	51,323台	18,412kg	1,365kg	17,920kg	284kg	1,573kg
計	84,534台	29,147kg	2,729kg	28,519kg	556kg	2,801kg

(注) (a)+(b)=(c)+(d)+(e)

4 使用済自動車、解体自動車の引取・引渡報告件数(平成19年度)

業種別	報告種別	引渡先	栃木県	宇都宮市	合計
			(宇都宮市を除く)		
引取業	引取		97,295	11,688	108,983
	引渡	フロン類回収業	72,783	8,963	81,746
		解体業	24,642	2,813	27,455
		小計	97,425	11,776	109,201
フロン類回収業	引取		80,631	6,459	87,090
	引渡	解体業	80,647	6,458	87,105
解体業	引取		108,369	8,494	116,863
	引渡	解体業	1,355	257	1,612
		破砕業	105,910	8,312	114,222
		認定全部利用者	0	0	0
		非認定全部利用者	938	9	947
		(内)非認定全部利用者(電炉)	0	0	0
		(内)非認定全部利用者(輸出)	938	9	947
		小計	108,203	8,578	116,781
破砕業	引取		171,603	101,643	273,246
	引渡	破砕業	66,161	0	66,161
		自動車製造業	101,539	97,836	199,375
		認定全部利用者	5,801	0	5,801
		非認定全部利用者	222	0	222
		(内)非認定全部利用者(電炉)	0	0	0
		(内)非認定全部利用者(輸出)	222	0	222
		小計	173,723	97,836	271,559

1. 認定全部利用者・・・主務大臣の全部再資源化認定(法第31条認定)を受け、電炉・転炉に解体自動車(廃車ガラ)を鉄鋼の原料として投入しリサイクルする業者。
2. 非認定全部利用者・・・解体自動車(廃車ガラ)を電炉・転炉に投入したり、輸出を行う業者。
3. 業種内の引取と引渡の数字が乖離する理由・・・引渡実施報告があった後の引取実施報告について、遅延報告等までの期間については解体自動車等の収集運搬等に必要な期間として一定期間認められている。そのため、引渡実施報告があっても引取実施報告をしていない場合がある。